

第2回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成29年10月13日（金）15時12分～16時10分

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議委員（8名）

※村林委員欠席

資料：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議事項書

<議事録 概要版>

委員：ただいまから、第2回「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」を開催する。なお、本日は、自民党の村林委員が公務のため欠席されるので、ご了承願う。

本日は、先の会議で説明した「他県等の後払いの導入事例」を基に、後払いを導入することについての課題等、各会派で御検討いただいた内容を報告いただき、議論を進めてまいるので、よろしくお願ひしたい。

はじめに、先の会議で宿題となっていた案件について、まずは私から報告する。

この後払いの検討に当たり、検討を依頼された議長は、「他県議会のように会派へ前払いをした後、会派から議員に後払いとする間接後払い」を想定しているのか、「四日市市議会のように直接後払い」を想定しているのか、確認するようにとの御意見があった。

このことについて議長に確認したところ、所信表明では「マスコミ等々でも問題提起をされているので、三重県議会においても政務活動費の後払いについて、検討してみてはどうか。具体的には、第1四半期から第3四半期までを前払い、最終の第4四半期を後払いという方法もあるのではないかと。検討していただくよう諮っていきたい。」との発言をした。

直接後払いであるか、間接後払いであるかについては、四日市市議会等がされている直接後払いは、政務活動費が少額で、議員数の少ない議会では実現できているが、事務負担も大きいと、そのまま都道府県で導入するのは難しいのではないかと認識であり、他県の間接後払いを参考としつつ、会派、議員、事務局にできるだけ負担がかからないような、効果的で効率的な手法について、このプロジェクト会議での検討をお願いしたいとのことであった。

次に、前回の宿題について、事務局にも確認をさせているので、報告願う。

事務局：前回の会議で5点ほど質問いただいていたと思う。

第1点目は、他県で公認会計士、弁護士や大学教授をメンバーとした第三者

委員会が、栃木県と兵庫県で設置されていたが、その第三者委員会の費用の出所はどこかという質問だったと思う。両県に確認したところ、いずれも公費で支出している、政務活動費を充てているものではないという回答であった。

2番目は、後払いをしていく中での残金の取扱いということだったと思う。間接後払いの他県については、3カ月もしくは6カ月単位等、会派へ前払いされ、残った金額は会派でプールされており、その精算については、年度末に残金があれば1年間分の精算がされている。つまり、3ヶ月ごと、6ヶ月ごとに余った額を県に返還ということではなく、1年間分の精算ということであった。また、四日市市議会では、実際に支払った領収書の金額でしか支払いがされていないので、もらった金額が余るという状況はなかった。

3点目は、立て替え払いがどの程度になるかという質問だったと思う。どの程度の金額が立て替えされているかについては、それぞれの議員の活動状況によって異なるが、例えば月額45万円を会派に支払っている兵庫県の事例だが、ホームページに会派分の収支報告書と議員分の収支報告書が掲載されている。そこから推計すると、会派によって異なるが、大きな会派では会派分の8割から9割程度の金額を議員分と位置づけられているので、例えば45万円の中の40万円程度が毎月の議員分の上限額と想定される。兵庫県の場合、毎月、会派から議員に後払いとしているため、毎月、最大40万円程度が立て替え払いになっていると推測される。なお、徳島県は四半期ごとの後払いとしているため、月額は20万円で、議員分がいくらかということまでは公表されていないが、その議員分掛ける3カ月が立て替えの額と考えられる。

4番目は、後払いの導入により、適正化に向けどのような成果があったかという質問があった。こういった後払いを導入した自治体では、後払い導入に加えて、例えば、政務活動費の会派分と議員分を分けていたのを会派分に1本化にしたり、月額金額を減らしたり、インターネット公開、第三者機関の設置等、複数の取組を行っているので、先行自治体に尋ねても、後払いによる効果を数字等で表すことができる具体的な成果としては答えられないとの返事であった。しかし、先行自治体では、概ね毎月、支出証拠書類の整理を行い、会派の経理責任者や会派代表の確認とともに、事務局の確認が行われているので、それに要する事務量は増えることになるが、早いタイミングで複数の目による確認を行うことで、ガイドライン等に基づく運用の徹底を図っている、それが一定の効果といえるのではないと思われる。

5番目は「後払い」に対する「前払い」との表現が適切かどうかという意見があったかと思う。平成12年に地方自治法が改正され、第100条第13項に、政務調査費制度が規定された時の制度の趣旨は、各団体の条例に規定する要件を満たすものに対し、一律に政務調査費を交付されることとなったものであり、

交付金的性格を有するものとして、事前に支払いが行われる仕組みということで、多くの自治体がそのような取り組みがされたものである。本プロジェクト会議名にある「後払い」や「前払い」という表現については、地方自治法や本県の会計規則で規定されている表現ではないが、多くの報道機関等で広く一般的に使用されている表現でもあり、議論がわかりやすいものとなるよう、「後払い」と「前払い」という表現を使用させていただいている。前回の質問等に関する事務局からの報告は以上である。

委員：最後に、私から、「後払い」と「前払い」の言葉の使い方について、このプロジェクト会議としての考え方を確認させていただきたい。前回の会議では、先行する5県の、「県から会派への前払いの後、会派から議員への後払い」については、後払いと言えないのではないかと、との意見があった。今回の検討にあたっては、実際に政務活動を行い、それに要した経費を支払った方に着目して、それが議員個人であれば、その議員個人あてへの入金、どのタイミングで行われるかをもって、「前」と「後」を使い分けることとしたい。議員本人の政務活動費の支払い前に手元に渡れば「前払い」、支出後に渡れば「後払い」と整理したいと思う。このことから、先行5県では、議員分として使っている部分については、後払いと整理したいと思う。このような取扱いとしたいが、よろしいか。

要は、議員の皆様のところへ、支出をする前にお金が渡っているのを「前払い」、支出した書類を確認のうえ支払うことを「後払い」という形で呼ぶと、ここではしたいと思うが、いかがか。

委員：これは会派でまとめたのではなく、私の意見だが、今回政務活動費の「後払い」や「先払い」の問題は先程議長がどうしてかということ、議長がマスコミ等々で話題になっているので、検討してみてもどうかという議長のPTの立ち上げの主旨はそれだということであったが、そもそも、その前に全国的になぜ話題になっているかということ、政務活動費の不正な使い方があったわけである。兵庫県や、神戸市であった。これで政務活動費の前払いが原因のひとつではないかということになってきて、先に渡してしまうと使い切りたい気持ちが働いてということからだと私は理解している。そこで、そもそも領収書の偽造はお金を先に渡そうが、後で渡そうが全然だめな話であるし、実態のない旅費を計上することも、「後払い」も「先払い」も関係なく犯罪行為なので、このような話を国民や県民にきちんと理解してもらおうとすることが必要だと思う。その中で、先に渡してしまえば使い切りたい気持ちが働くということも違うと思うが、この際、納税者である県民に、正確に理解していただきたいことの

ひとつに、「後払い」や「先払い」という言葉の問題が気になっていて、正確に実態を表そうとする言葉を考えてみたときに、「事前預かり」、「事後精算」がかなり正確な実態を表している言葉ではないかと思い、このプロジェクトチームの名前を変えるという意味ではなく、実態を表した単語を使うことにより、「払う」という言葉がどのようなイメージを生むかという、自分の財布に入ったというようなイメージを持たせてしまうので、これは実はもらったのではなく、「払う」の意味が辞書で引くとどう出るのか分からないが、これは預かっているお金であると。だから事前に預かったという言葉、それから、もし後で精算するのであれば、後で払うというよりも、事前の預かりに対して事後の精算であるということのほうが実態をよく表しているのではないかという思いがあるので、そうしてもらったらいかがかという意見を持っている。

委員：「事前預かり」、「事後精算」という言葉に全て改めよ、ということか。

委員：改めるというか、今後の議論の中で実態はそうなのだということで、今後議論をしていく中で、「事前預かり」についてどうかという進め方がよいのではないかという意見を持っている。ほかの方にも聞いていただきたい。

委員：「前払い」という表現ではなく、「事前預かり」という表現にして欲しいということか。ただし、今、マスコミが言うところで、「後払い」、「前払い」という表現をやっている。その状況の中で我々は「前払い」という表現を使わないという主旨だと思うが、そういうことか。

委員：そういうことだ。

委員：皆さんはどうか。

委員：有権者やマスコミの捉え方、扱い方は概ね聞くと、前回のプロジェクトの時に示された他県の例が、ほとんど、まずは1回会派へ渡して、個人に配分される部分は、個人は後払いになっているという間接的な後払いのような感じである。本当の後払いというものは今現在四日市市ぐらいしかなさそうだが、会派への前払い方式も含めて、後払いという呼び方、扱い方で通っているようであるので、県民、有権者、マスコミも含め、分かりやすく統一感のある言葉遣いをすべきではないかと思う。私たちの気持ちの中や私たち自分個人の解釈の中に、私個人もこれは本当の後払いなのかなと思うところもあるが、しかしそれで通っているのであれば、後々の捉え方、評価の仕方もあるので、それで通っ

ているのであれば、後払いという言葉の扱いはできるだけ統一されたような言葉で扱っていただきたいと思う。

委員：ほかにいかがか。

委員：言われるように、周りの一般の方が判断するのに、委員が言われることは本当の話だと思うが、周りの人が今、三重県議会は先払い、前払いでやっているのではないかという認識を持っている。その中で、後払いの話を議論しているということになるので、文言は委員の言われるように、世間一般の認識の中での文言で統一した方がよいのではないかと思う。

委員：検討していくうえでは、世間一般の表現を使っておき、内容は委員の言われたような形であるということが分かるようにということか。

委員：もちろん委員が言われるように、このプロジェクトで議論した後で、実際はこのような形であるということを出すことはよいと思うが、今からやっていく上では統一した中で、皆さんの認識の中での文言でやっていかなければ難しいと思う。

委員：ほかにいかがか。

委員：私は委員の意見に賛成で、このプロジェクト会議は政務活動費を預からせていただいている議員が立ち上げたプロジェクト会議である。これが外部からの見方であれば前払い、後払いでもよいと思うが、私たち議員が税金の中から政務活動をするための費用として預からせていただいていることと、自分達のお金から払っておいて後で精算をするということは、外部ではなく、私たちは内部でプロジェクト会議をしているのであるから、言葉を変えていくのもひとつのプロジェクト会議の意義ではないかと思う。

委員：ほかにいかがか。

委員：名称をどうするか、呼び方をどうするかという前段に委員がおっしゃったところはすごく大事だと思って、領収書を偽造したり、行っていない出張費を計上したりということこそが問題であるならば、支払い方式をなぜ、ここで議論して、それに特化して、わざわざ見直す必要があるのかなという結論にならざるを得ない。もう少し違うところに議論があるのではないかという気がしてな

らない。名前をどうするか以前に。

委員：次の段階に入っていきたいと思っているが、議論をしていく上で呼びやすいというか、ここでやっていく上で文言の理解を、実態を理解するための言葉としてどう扱うかという提案である。例えば、この流れの中でどのような形でやっていこうという話の中で、実態はこのようなことだという話を対外的にする、発信をするということについては、委員のおっしゃっている、実態はこうだということで、この文言整理をしていくことにして、内容について今から論議をしていくときに、どのような状態を後払いというか、どのような状態を前払いというかという、ここでの議論の定義を申し上げさせていただいた。その辺りのところを了解いただき、実態はこのようなことである。もうひとつ私が引っ掛かることは、いわゆる県の会計上、県の会計から議員の通帳、もしくは会派の通帳へいくが、これを県としてはどのような扱いになるか聞きたい。支払いになるのか、預り金になるのか。

事務局：県の会計からの支払い方は「概算払い」や「前金払い」という分類もあるが、政務活動費については、そのような分類ではなく、通常の「支払い」という解釈で運用している。「前金払い」や「概算払い」という言葉は別途ある。「前金払い」は工事する場合の材料代が必要な場合等、「概算払い」は出張の旅費もあるが、いくら使うか分からないので、精算で後払いも大変なのでということで、一定額を概算で払い、後で精算するということもある。我々も議論はしたが、政務活動費の制度が始まって今やられている実態からみると、これは県の会計規則でいう「概算払い」でもなく、「前金払い」にも当たらないということで、整理としては通常の「支払い」ということで、今運用させていただいている。

委員：支払うということは、単語としてどこかに出てくるのか。事務局の解釈で言われたのか、支払うとどこかに文言として出てくるのかどちらか。

事務局：地方自治法にも支払いの方法ということで、今申し上げた種類が明記しており、会計規則の中でも、今申し上げたような、「通常払い」、「前金払い」、「概算払い」といった支払方法になるかと思う。

委員：政務活動費を会派なり、議員個人にお金が渡ることを「支払う」ということはどこかに出てくるのかという質問である。

委員：要は、自治法上は「支払う」という書き方。確かに。

委員：出てくるということか。

事務局：「支出」という言葉だったと思う。「支出」という言葉、「支払う」という言葉ではなく、「支出」をしていると。

委員：そうすると、県から「支出」をしなさいという表現なのか。この話は進めていく上で、今の問題点は次回までペンディングにさせていただきたい。この件については次回また調査をして、おそらく根拠法も調べさせていただくということで、進めさせていただきたい。

それでは、今日の本題に入る。前回の会議での宿題に対しての各会派での意見をまず聞かせていただき、それを整理させていただき、次の会議へという流れに今日はしたいと思っている。

その前に私を含め、今言葉の指摘をいただいた。ほかに事務局から報告をいただいた。このことについて、もし、質問があればまず伺いたい。何かあるか。

(「意見なし」の声あり)

委員：それでは、宿題に移りたい。検討をいただくようお願いをしたが、その報告をいただきたい。新政みえ、意見をどうぞ。

委員：新政みえだが、会派で前回いただいた資料も提示をして、いろいろな角度から今のように後払いという、よその前例が本当の後払いになるかという話もしながら協議を会派の中でもさせていただいた。結論として、もちろん議長が提言されて議会改革推進会議で一度諮っていただきたいという指示も出されたという思惑も図りながら会派で出した結論は、まずは後払いという言葉を使わせていただくが、どのような形にしる、改革を進めていく三重県としては、後払いということに進んで検討をしていこうということを決めた。ただ、今、委員の話の中でもあったが、三重県議会として、今現在何ら指摘されるようなことがあるわけでもないし、厳格なガイドラインのもとで、まして領収書のネット公開も先般決めて、堂々と毅然ときちんと政務活動費については、皆さんがそれぞれ管理されて厳格に扱っておられるわけであるので、何の意味があるのかということになると、そこのところはあるわけであるが、しかし、三重県議会がいくら我々自身で厳格なガイドラインのもとで県民に毅然と向き合えるような形で活用をさせていただいていると、自分たちでは言えども、やはりマスコ

ミの報道であるとか、三重県のことではないにしろ、それに伴う世論であるとか、政務活動費を一旦もらってしまうと、全部使い切ってしまう意識がどうしても働いてしまうのではないかという懸念、心配、疑念という部分があることは間違いないだろう。それであれば普段きちんと、それぞれの議員の皆さんが自身で整理をされ、平素はされておられるので、年度の最後の四半期の締めくくりのところで、年度末に残ったものを駆け込みで使い切ってしまうという意識が働くのではないかという、年度末に残る懸念の部分、後払いということで、一度方法を考えていただき、進めていただいてはどうか。そうすれば三重県議会も後払いに対して意識を持って、取り組んでいる。十分かどうかは分からないが、そういう評価にもなっていくのではないかという概ねの意見となった。もちろん、そのようなことをするならば、1年を通じてきちんと後払いの仕組みをつくれればよいのではないかということもあるかも知れないが、今申し上げたように、三重県議会は平素厳格にやっているということ、実際に、本当に1年間を通しての後払いの仕組みを作ろうとすると、ほかの前例の県議会のほうでも改めて人件費もかかっているようでもあるし、そのようなことになったら本末転倒であるし、できるだけ会派の会計の部分、また、議会事務局の負担の部分、できるだけ、今以上の負担をかけずにやるということも考え合わせて出てきた結論である。繰り返すが、後払いについては議論を進めてほしい。それについては議長の発想の思惑も図らせていただきながら、最後の四半期を後払いという形にして、1年の最後の締めくくりを後払いで調整をするという方法で検討をしてみてはどうかということである。

委員：要は、使い切るという意識が働くのではないかという疑いというか、誤解だと私は思うが、そういう県民の思いに答えるために最後だけということと理解した。自民党は、いかがか。

委員：会派としての全体の意見をまとめて今日報告するところまではいっておらず、口々の意見や、これは聞いてきて欲しいということを総合して話をさせていただく。まず、後払いにする意味は何なのか、一度確認して欲しいということがあり、なぜ後払いにしなければならないのか。これは裏返すと、今の運用でもう少しきちんと、誤解を招かないように、先に預かっても自分のお金と一緒にせず、全く別管理をするというルールにする等の方法で十分ではないかという意見が2、3あった。ということは、あまり積極的に後払い導入ではないという感じである。

委員：逆に言うと、どういう意味があるかということか。

委員：そうだ。今の運用でよいと。それで誤解を招かないようにとか、議員個々が、自分のお金と勘違いしてしまうことのないような管理の仕方をルール化してはどうかという意見である。

委員：要は、誤解をされやすいということについて、この指摘に対しては、会派の中でそのように思っている人もいると。それを払拭する方法として後払いという方法もひとつの方法かもしれないし、別管理にするという方法、もっとほかの方法もあるのではないかということによいか。

委員：そうである。

委員：次に、鷹山、お願いします。

委員：鷹山では、責任ある議員一人ひとりの責任であり、自分で管理するものであるのと、今、現状、鷹山では会派分は言うところの間接後払いになっているので、現状のままでよいのではないかという意見である。

委員：一人ひとりの責任でやっているのであるから、今回指摘されているのは個人の分の政務活動費なのだが。基本的には。

委員：個人分については一人ひとりの管理でやっているし、鷹山の場合は一人全額辞退している。一人ひとりの責任できちんとすべきという考えであるので、現状のままでよいということである。

委員：草の根運動いがは、一人会派であるので、ピンとこない部分もあろうかと思うが。

委員：一人会派なので、何も変わらないということもあるが、やはり県民、国民の皆さんから向けられている目に対しての対応策としては、これは違うのではないかと思う。三重県議会の他県よりも進んだガイドラインなり、運用の仕方を改めて議員間で認識したり、県民の皆さんにさせていただくということが大事なのではないかと思う。

委員：結論的には必要ないということか。

委員：意味がないというか。意味がないというのであれば、四日市市的方式に労力を割いてやるのであれば変わったなということはあるかも知れないが、他県議会のやり方を聞いているとあまり意味がないかなと思う。

委員：県に寄せられた県民の声の中にも、少しそのような指摘、やはり後払いにしたほうがよいのではないかという意見もあるわけである。それはおそらく皆さん方がおっしゃっているように中を透明にしてやれという話であると思う。それには、ガイドラインを作り厳格な対応をしている。

委員：今は、各会派のそれぞれの会派の意見を聞いていただいているので、後の協議の場でやっていただいたほうがよいのではないか。

委員：意見をまとめようと話させていただいた。それでは次に、青峰。

委員：私はいずれにしても初めてやってみるので、言われるように第4四半期ということもピンとこない。初めてやれと言われるのであれば、四日市市方式でもこれが当たり前だと。今の三重県議会がやっているやり方もその指導を受ければそのままやるということである。今、言われたように、今のやり方で、私は通帳を会派分と個人分の別個に入れて、その中から必要な分だけ引き落としとしてというようにやっているが、そのようなやり方と、他県のやり方と何が違うかが、まだよく分からないところがある。他県のやり方ならば、今の自分のやり方でよいのではないかと思っている。四日市市方式でないのならば、委員が言われることと同じで、同じではないかというように思う。もし、このプロジェクトとしてやるのであれば、違うガイドラインを、きちんと個人の通帳に必ず振り込まない等のガイドラインをつくりながら、やっていけば。今のガイドラインをもう少し明確にすればよいのではないかと思う。

委員：確認だが、通帳へ振り込まれ、通帳から全部引き落としでやられているということか。

委員：私は自民党や新政みえから視察の誘いを受けると、その都度行った金額だけ引き下ろして経費を当てている。ですので、まだ通帳の中には金が残ってしまっているのが現状である。必要な分しかおろしていない。

委員：今は会派としてのことを聞かれたので、会派のことだけ申し上げたが、個人として言ってよいか。

委員：どうぞ。

委員：もう7年目になるが、政務活動費を先に預かるが、政務活動費用の通帳に入れ、私は触らず家にも持って帰らずに、会派の金庫に入れっぱなしである。自分の財布とは一緒にしないという状態をそこでつくってある。政務活動をしたときには、他会派もUSB等でどこへ行って等の支出計算書をつくと思うが、それを打って初めて出金するようにしているので、自分の中では実質後払いという形にしている。そういうルールを決めてしまえば、何ら問題はなくて、逆にそれを事務局に全部してもらおうとすると、それはそれで私は何も困らない。同じことを事務局にしてもらうだけで。ただ、それによって事務局の手間が増えてしまうことになるので、今の状態で先に預かって、自分の中で後払いをやっている運用をやっていると思っている。全く通帳も別で。預かったお金をほかに使うことは一切ないわけである。そんな感じでやっているの、そういうルール化ができればクリアできるのではないかと思っている。

委員：今、ずっといろいろ話を伺ったが、それぞれ意見、委員間討議をやりたいと思う。どうぞ。

委員：いろいろ皆さんの意見を聞かせていただいて、それぞれその通りだと思っている。私たちにとって何ら指摘される部分もないし、先ほども申し上げたが、厳格なそれぞれ個人の議員がガイドラインもしっかりしており、領収書もきちんと公開しているし、もちろん何ら指摘される部分があるわけではないが、繰り返しになるが、やはりそれであっても、世論なり、マスコミの中で、全体的に私たちの政務活動費に対して、疑念なり懸念なりが存在しているのであれば、やはり改革先進県として、議会改革の成績を取りにいくのかと言われてしまえば、そこまでかも分らないが、今回の正副議長の所信表明のときでも、議会改革を進めるとか、副議長でも、最近議会改革が停滞しているのではないかという感じもするという話もあったが、意味がないではないかというところがあるかも分らないが、やはり、世論にとって、三重県議会が毅然とした意識を持って、進んでいるということを示すことは大事ではないかと思っており、そういうところをとって進めていくか、意味がないから何もしなくてよいということだと思う。私たち新政みえの中でも、私たちにとって意味はどうかということではなく、私たちの会派でまとまった話は、議長にもその辺りのところがあると思うが、やはり県民に対して毅然とした姿勢を示していく、意識を持っているということを示していくということが、大事だと思う。決して議長も三

重県議会議員自体に疑問を持たれているからするのではない、話を出したわけではない、世論に対して意識をきちんと示していこう、議会改革を少しでも一歩でも進めていこう、この後払いの議論を進めることで、県民に毅然とした姿勢を示していこうということと言われていて、私どもはそうのように解釈しているので、そのように申し上げた。確かに少数会派の方々はたくさんみえて、何ら変わらないではないかという、ひょっとしたら私たち大きな会派にとっての問題だけかも分らない。少数会派の方々には申し訳ないが、私たち大きな会派の問題かも分らないが、それを含めて改革の姿勢を示すということで捉えていただくべきかと思う。これに意味があるかないかの議論になってくると、そここのところで終わってしまうのではないかと思う。

委員：指摘されているのは、要は、三重県議会もそうは言っているが、駆け込んでやっているのではないか、自分の金として扱っていないかという懸念というか、疑念があると。それに対してはきちんと答える対策があるのではないか。その対策の中で、一番最後を後払いにするということはひとつの手法である。先程、委員がおっしゃったようなやり方は後払いそのものだと思う。個人でやられている後払いそのものだと思う。支払いをして請求書をつくって、その請求書分だけしか通帳からおろさないということであるので、その通帳を見れば一目瞭然で、どこに何を使ったのかすぐに分かるわけであるので。要は、そのような形がとれば、それをひとつの方法、手法としてやるということも我々の提案としてあるのかと思う。

委員：先程、委員が言われるように、ガイドラインに文章で明確に、必ず通帳を分けなさいとか、支出の明細ができてからおろしなさい等の、ラインを明確に県民の皆さんに示していく形ではいけないのか。

委員：ひとつの方法であると思う。ただ、大変申し訳ないが、私の場合、同じように口座を分けているが、毎回毎回その数字と合わせておろしているわけではない。立て替えながらやっているの、それを議員全員の方にそのやり方をやってくださいと提案することがよいのか、現在やられているようなやり方で最後だけは後払いという形でやるのがよいのか、これはやはりほかの議員との相談もあるし、当然、職員に対する負担の問題もあるということである。その辺りのところ、今日いろいろ意見をいただいたので、その辺りのところを含めて、後もう少し意見があればどうぞ。

委員：会派でも言わせてもらい否定されたのだが、私は四日市方式が一番シンプル

ルかと思う。私個人の意見だが。先程前金や、概算払い等の議会としての支払いの仕方が通常払いとしたら、できないことなのかと思うので、もし、新しいやり方としたら、議会費として議会が管理するというひとつの枠をつくってもらわなければいけないと思う。私もサラリーマンの頃は、お金がなければ仮払いをしてもらい、それで精算をしたが、全ては事後精算で、どこかへ自分で行くと領収書をもってきて、それで事務を持って行ったら1ヶ月後ぐらいにお金が返ってくる。それがサラリーマンの当たり前のスタイルである。私はほかの企業や役所のやり方はよく知らないが、通常の場合は当然自分がお金を払って後から返ってくるというやり方をやるのであれば、今こちらでは交通費は領収書はいらないということだが、それも全部付けると。だから使った分は全部領収書を付けて支払って、返ってくるということが当たり前のやり方であるので、会派の分も同じように会派の担当者が、会派で使った分を出して後からもらうというようなやり方にすれば、これが一番シンプルだと思う。ただ、その中で会派から話が出たが、印刷物をつくるとお金がかかる。30万円とか50万円とかかかるので、2ヶ月に渡って次立て替えようと思うとそんなお金はないという場合は、先程言わせていただいた、前金という支払い方があるのであれば、我々は民間では仮払金という言い方をするが、前金としていただいて、精算をして出せばよいということが、一番シンプルなやり方だという感じがする。

委員：今意見が出たが、そうやられたときに事務的にはものすごい量にならないか。

事務局：やはり人数も50人近くおられ、毎月毎月、議員分で18万円、会派の分も合わせると33万円ということになると、かなりの件数があるのではないかとということで、事務はかなり多くなると想像される。

委員：しかし、年度末は皆が出したものをこなすわけだが、そちらのほうが、一度に来て大変なのではないかと思う。ばらしたほうが楽な気がするが。

委員：年度末にやるものは会派である程度まとめている。事前に、3ヶ月毎にまとめており、それを最後に1年間で集約してもらうので、四日市市みたいにそんなに負担はないと思われる。毎月やっていくわけでないから。3ヶ月毎に報告してもらっている。

委員：私たちは違いますよね。

委員：今そのような意見が出たが、ほかに意見はあるか。

委員：自分の中での後払いの中で、もうひとつ注釈を付けると、通帳に1回1回の数字が出るわけではなく、伝票は1回1回のUSBの中の1回1回があるが、1週間ほどのまとめた合計の数字が通帳には出てくるということである。ただ、使う前に出金することはないということ、活動する前に出金することはないということがひとつ。もうひとつは、必ずしも領収書ではなく請求書が出たら、通帳でこれを振り込んで来てと頼むと、振り込み控えが出て、それが領収書と同じであるので、そういう意味では領収書と同じであると私は理解しているが、請求書をもって支払いをすることをしている。それからもうひとつは、駆け込み支出のことについても、別に悪いことではなく、年度末に余ったから、このお金で調査しよう、活動しよう、広報しようということは何も悪いことではなく、それを自分のプライベートに使おうとするからダメなわけで、それは全然、後払い、先払いの問題とは全く別の問題であり、別に政務活動に使えば駆け込んでも何も悪いことではないはずであると理解している。

委員：ほかにどうぞ。

委員：繰り返しになるが、新政みえは会派の中で議論をして、このプロジェクト会議の中で出たような意見も私どもの会派でもあったが、そのような中で概ねの、最大公約数のまとめとして、先程の三重県議会として世論なり、マスコミの後払いに対する意識や懸念等に対して、三重県議会として、毅然と積極的に示していこうという意味、それと、もし取り組むならば、年度の途中であるし、1年分を、ということとはできないし、現実の話として会派の会計担当者や、議会事務局に過大な負担をかけるようなことではいけない。私たちの会派としては、できうる現実的なこととして、具体的なこともまとめてきたので、一度検討をいただきたい。

委員：ほかにあるか。

委員：私は政務活動費の後払いが、議会改革推進に値すると特に思っておらず、名ばかりの議会改革推進は必要ないと思っている。この成熟した三重県議会、議会改革推進先進県と言われている三重県議会において、きちんと政務活動費が使われていて、正々堂々と、それを成熟した議会としていくことも、ひとつは議会改革推進の自立した三重県議会議員として、誇り高い三重県議会としていいことであると思う。それを全議員に強要することは、決して私は議会改革推

進に繋がるとは思っていないくて、例えば後払いを全員にしたとすれば、控え室の職員であるとか、議会事務局の職員であるとか、大きな混乱を来すことになること、また新たに支払う金額が発生してしまうこととか、今までこれで何か大きな問題があったということならば、急いで改革しなければならないと思うが、先程言われたように、ガイドラインをもっと見直して、堂々としていくことが議会改革推進ではないかと思う。

委員：ほかにいかがか。

(「意見なし」の声あり)

委員：本日のそれぞれの会派の意見を持ち帰り、再度検討いただき、次回もう少し突っ込んだ話をさせていただきたいと思うがいかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは次回は、10月25日。この日は午前中に予算決算常任委員会、午後に定期監査結果報告の全員協議会、そして広聴広報会議が予定されているが、概ね14時半頃になると思われるが、この日に開催させていただければと思うが、いかがか。

委員：会派で話をさせていただける余裕はあるか。

委員：17日が採決日であるので、そこで話をいただき、25日ということで、やらせていただきたいと思う。14時半頃になると思うが、よいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただく。協議いただく内容は以上であるが、ほかに何かないか。

(「なし」の声あり)

委員：ほかになければ、以上で第2回プロジェクト会議を終了する。